新型コロナウイルス
 感染症対策特別委員会
 提 言

令和3年2月伊東市議会

【目 次】

Ι		は	じ	め	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
II		提	言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	1		市	民	^	の	情	報	•	周	知	•	啓	発	に	つ	い	て	•	3
	2		市	内	企	業	等	の	支	援	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	5
	3		観	光	振	興	•	1	べ	ン	۲	開	催	に	つ	い	て	•	•	7
	4		医	療	•	健	康	に	つ	()	て	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	5		教	育	現	場	で	の	対	策	に	つ	い	て	•	•	•	•	1	1
	6		市	職	員	の	感	染	症	対	策	に	つ	い	て	•	•	•	1	3
	7		国	•	県	^	の	要	望	に	つ	Ļ١	て	•	•	•	•	•	1	5

I はじめに

我が国で、初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから1年が経過し、これまでに様々な感染症対策が打ち出されておりますが、全国的に感染拡大を抑え込むには至らず、首都圏をはじめとして、再度の緊急事態宣言が発令されるなど、事態は悪化の一途をたどり、社会情勢はますます厳しいものとなっております。

本市においても、昨年の11月以降、クラスターの度重なる発生を契機に、 感染者数は急増しており、これまでにない感染拡大の状況を踏まえますと、 感染症対策や医療、経済活動においても、新たな局面を迎えているものと感 じているところです。

収束の兆しが見えず、暗中模索を強いられる状況下において、行政当局に おかれましては、刻一刻と変化する感染危機や地域経済の疲弊に際し、全庁 体制で対策に臨み、ご尽力されていることと存じ、感謝申し上げます。

市議会といたしましては、昨年の5月に設置をした新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の活動により、行政当局が講じる感染症対策等の後押しのため、同年6月に、政策提言を提出いたしたところでございますが、それから半年以上が経過する中、このように変遷する感染状況や社会情勢等に鑑みますと、行政当局との協力体制をさらに高めることが重要であるものと勘案いたしまして、本特別委員会において、昨今の現状を踏まえた、新たな政策提言を取りまとめました。

本提言が、行政当局の政策立案の一助となり、ひいては、市政運営の糧となることを切に願うとともに、今こそ市民を守るための行政として、市長をはじめ、職員の方々にも辣腕を振るっていただくことをお願い申し上げ、ここに提言をいたします。

-	2	_
---	---	---

II **提言** (7分野29項目)

1 市民への情報・周知・啓発について

感染症対策や経済対策などは、多岐にわたり、複層的であることから、施策を効果的かつ遺漏なく講じるためには、情報発信の手段や頻度等が重要であることは自明である。また、迅速・正確な情報発信は、市民の安心感を生む効果が認められることも踏まえると、地元報道機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化を図り、反復的・継続的に発信できる体制を構築する必要がある。(6項目)

(1) リーフレットの配布等による感染予防策の周知啓発について

新しい生活様式の徹底・定着を図るため、国が示す、「感染リスクが高まる「5つの場面」」や、家庭内感染のリスクを減らす「8つのポイント」などの感染予防策について、リーフレット等の活用による可視化を図り、飲食店や事業所、家庭などに対し、広く周知・啓発を図る。

(2) 市が独自に行う新型コロナウイルス感染症対策奨励金の制度周知 について

市のホームページや広報紙への掲載、また、地元報道機関の活用など、メディアの多様化や情報発信の多重化により、制度の周知・徹底を図るとともに、感染拡大防止策が講じられている飲食店等について、店舗を公表し、及び利用を推奨するなど、対策を講じている店舗であることを積極的に発信する。

(3) 感染予防のための自己管理の徹底や感染拡大防止への協力要請について

感染を抑え込むためには、人の移動の停止が重要な課題となることから、不要不急の外出や市外からの帰省などを控えることについて、各家庭に対し、感染拡大防止に向けた注意喚起を図り、協力を要請する。

また、感染症対策の基本は、感染しないこと、感染させないことであるため、特に、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方への活動自粛の要請を視野に入れる中で、正しく恐れて、適切に行動することの重要性や、自己管理の徹底について、啓発を図る。

(4) 発熱時や感染時の相談フロー等の可視化について

発熱時の相談窓口や医療機関へのかかり方について、市民が分かりやすい形での周知を図るため、相談フローを作成する。また、相談後においても、汎用的な対応フローに基づくものではなく、伊東市民が感染した場合としてのフローを具体的に明示し、可視化することで、市民の不安を解消する。

(5) ネットパトロール係の設置について

SNS等による情報発信及び誹謗中傷対策として、ネットパトロール係を設置し、市ホームページや各種SNSにおいて正確な情報発信をするとともに、地元報道機関等との連携により、広く・確実に情報を発信できる体制を整備することで、誹謗中傷やうわさ話等への即時対応ができる体制を構築する。

(6) 新型コロナウイルス感染症に係る総合相談窓口の設置について

窓口の一本化により、新型コロナウイルス感染症に関する困り事を総合的に受け付けることで、困窮する市民が支援のネットから漏れることのないようにするとともに、気軽に相談できる窓口として機能させる。

2 市内企業等の支援について

観光立市である本市は、第三次産業の占める割合が高く、その大半が中小企業または個人事業者である。新型コロナウイルスの感染拡大の影響下において、市内経済が停滞しているが、感染症収束後の経済基盤を回復するためには、観光の要でもあるこれら企業等への支援及びその存続のために施策を講じる必要がある。(5項目)

(1) 伊東市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金の申 請対象月の範囲拡大について

同給付金の支給申請の対象月としている令和2年11月または1 2月については、Go To Travel等の効果により、大き く売り上げが減少していない事業者もあることから、対象月につい て、Go To Travelの停止後となる令和3年1月または 2月まで範囲を拡大する。

(2) 感染リスクが高いとされる、カラオケスナック等への休業要請及 び休業補償金について

営業形態の都合上、全国的にもクラスターが発生している業種であり、店内において3密の条件が整いやすい環境にあることから、クラスターの発生防止のために休業要請をするとともに、補償金を支給する。

(3) 飲食店等において、密にならない適正な顧客数の基準を設定する ガイドラインの作成について

飲食店等によっては、予約のみの取扱いとしたり、席数を間引いたりするなどの対策を行っているところがあるが、密集・密接の環境に当てはまるかどうかは、店舗の規模により左右される面が大きいことから、事業者等の判断の助けとなるよう、店舗規模と適正な顧客数の基準について、ガイドラインを作成する。

(4) 飲食店のテークアウト情報のリスト化及びドライブスルー購入の ための公共スペースの提供について

市民の声として、飲食店の応援のために、その利用を考えるところであるが、外出及び外食のリスクを考慮すると、困難な実状があるとのことである。これまでも、有志の取組によりテークアウト情報などがチラシやSNS等で発信されていたことを踏まえ、飲食店のテークアウト情報をリスト化し、公表することで、効果的な情報発信ができるようにするとともに、市営駐車場など、市の公共スペースを活用してドライブスルー購入ができるようにするなど、市民が外食をすることなく、飲食店のサービスを受けられる仕組みづくりについて、商工会議所などと連携し、取り組む。

(5) 市内経済循環のためのエールクーポンの複数回発行について

感染拡大期における経済政策では、観光客の誘致や消費行動を見込むことができず、市内での消費喚起対策による市内経済の循環を図る必要があることから、エールクーポンの第3弾以降について、短期間で消費行動が活性化する期間設定や仕組みを考案し、年間発行計画の作成により反復的に実施することで、市内経済の好循環を図る。また、コロナ禍における影響が著しい飲食店での利用に特化したクーポンの発行についても検討する。

3 観光振興・イベント開催について

観光政策やイベントは、観光客の誘致や集客が目的となることが多く、事業効果を分析するための基準の一つともなるが、人の移動を促し、人を集めることは、感染拡大期においては、慎重にならざるを得ない。With コロナの時代を迎えている今、新しいスタイルを取り入れつつも、アクセルとブレーキの切替えをスムーズに行うことができるよう、準備を進めておく必要がある。(4項目)

(1) 緊急事態宣言解除後、感染状況を見極めた上で、観光客誘致活動 を行うことについて

緊急事態宣言解除後の感染拡大状況を見極める中で、積極的な観光客誘致活動の再開が可能と判断した場合は、国に対し、現在一時停止している観光需要喚起策Go To キャンペーン事業の再開及び各地域の感染状況に合わせた柔軟な対応を求め、観光客誘致を図る。また、Go To キャンペーンにおける各種事業の期間延長を求めるとともに、キャンペーン終了後の急激な落ち込みを回避するため、断続的な激変緩和措置を講じるよう、国に要望する。

(2) 医療、介護、福祉、保育関係従事者の慰労支援策及び観光業の経済支援策のマッチングについて

新型コロナウイルス感染拡大の影響下において、医療、介護、福祉、保育関係の従事者は、業務の多重化により、平時にも増してストレス等の蓄積が懸念されるところである。また、観光業においては、宿泊業をはじめとして、経営に打撃を受けており、市としても、市内企業等の存続のために手立てを講じる必要がある。

以上の点を踏まえ、市民の健康保持及び経済回復の観点から、医療従事者等に対し、宿泊業、温泉施設、マッサージ業などの利用クーポンを発行することで、それらの業務に従事する方々の慰労支援及び経済疲弊する観光業の支援につなげる。

(3) 市民の健康維持及び宿泊業の支援に向けた経済循環を高めるキャンペーンの実施について

様々な活動を自粛し、外出を控えるなど、多くの市民が行動を制限せざるを得ない生活をしており、運動不足やストレスの蓄積が懸念されることから、健康保養地づくりに取り組む本市として、市民の健康維持及びスポーツ振興を図るため、市民限定キャンペーン「(仮称)Stay ITO Travel」を実施する。テニス・ボウリング・ゴルフ・ダイビングなど、様々なスポーツに利用できるクーポンを発行し、市内ホテル等への宿泊と組み合わせたキャンペーンとすることで、市民の健康維持と市内経済の循環を図る。

(4) 各種イベントの開催判断について

感染拡大時におけるイベントの開催に当たっては、十分な感染対策を講じることが困難な場合は、中止や延期を含め慎重に検討する必要があるが、屋外イベントなどをはじめとして、3密を避けることができるものについては、ガイドラインや運営方法を見直すことで、開催にこぎ着けることも検討する。新しい生活様式の実践が図られる中、Withコロナの時代を過ごすためには、全てのイベントを中止にするのではなく、感染拡大のリスクを抑えた、イベントにおける「New Normal」を模索し、提示することで、民間団体が催すイベントへの教本となるようにする。

4 医療・健康について

新型コロナウイルスの感染は拡大を続け、市民の健康を脅かし、 医療を逼迫し、先行き見えぬ不安の種を生み出している。社会イン フラである医療を維持し、市民の生命・身体の安全を確保するため には、医療機関に対する支援や、感染拡大を封じ込めるための積極 的な検査の実施を要する。(6項目)

(1) ワクチン接種の円滑・迅速・着実な実施及び市民へ提供する情報 の可視化について

市民を対象としたワクチン接種については、これまでにない規模となることが想定されるため、円滑・迅速・着実な実施を図るための専門的対策室「ワクチン接種対策室」を設置し、市民からの相談や問合せに、きめ細かに対応を行うことができる体制を構築する。また、ワクチン接種に関する市民への情報提供については、図示するなど、情報の理解性に配慮し、可視化を図った上で、接種の時期、方法等が決定次第、速やかに行う。

(2) クラスターの発生リスクが高い施設への局所的な検査の実施について

新たなクラスター発生の未然防止のため、福祉施設、医療機関、 学校などのクラスターの発生リスクが高い施設に対し、保健所等と の連携により、局所的・集中的に検査を実施できる体制を構築する。 また、実施に当たっては、できる限り施設関係者の全員が検査を受 けるよう、必要な措置を講じる。

(3) 一斉抗原検査等実施時のプライバシー保護のための措置について

昨年12月に実施した一斉抗原検査は、検査会場が健康福祉センターであったが、その受付等が屋外であったため、受検者が通行人等の目に触れる可能性があり、図らずも誹謗中傷へとつながることが危惧される状況であった。今後、市内での感染拡大が確認され、保健所等と連携した一斉抗原検査等を行う場合は、現場で対応に当たった職員が、守秘義務を遵守するだけでなく、検査会場において、3密の回避と両立することができるプライバシーの保護について検討し、措置を講じる。

(4) 軽症者等の宿泊療養施設のさらなる確保に向けた県との連携強化 について

今後の感染拡大に備え、軽症者等の受入先となる宿泊療養施設の さらなる確保が必要となることから、県との連携を強化するととも に、受入施設が不足する事態の回避に向け、宅建協会や医療関係機 関と協議する中で、使われていない保養所等の利用を検討するなど、 早期に対応を図る。

(5) PCR検査及び抗原検査の実施体制の充実について

伊東市医師会との連携を密にし、さらなる協力体制を築くことで、 市内でPCR検査及び抗原検査を継続して実施できる医療機関を増 やすとともに、継続実施できる体制を整える。

(6) 高齢者や基礎疾患のある方のための相談窓口の充実について

いまだに感染収束の兆しが見えず、再度の緊急事態宣言の発令に 伴い外出自粛などが要請される中、特に、感染すると重症化しやす い高齢者や基礎疾患のある方は、行動を制限せざるを得ない状況が 続くことにより、心と体の健康を維持するための生活に支障を来す 懸念が大きいことから、高齢者等の健康やストレスケアのための相 談窓口の充実を図る。

5 教育現場での対策について

新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むことが難しい今、学校が、クラスターの発生リスクが高い施設であることを考慮すると、今後も、学習活動等に影響が生じる懸念がある。どのような状況下にあっても、児童・生徒が、等しく学びの機会を得られるよう、技術の活用を進め、早期に環境を整備することで、学習支援及び学習機会の確保を図る必要がある。(3項目)

(1) 学校と保護者間の連絡体制におけるアプリの活用について

現在、市内の学校で運用が開始されているマチコミアプリについては、児童・生徒の体調管理や出欠席の連絡をアプリで行うことが可能であり、情報の伝達及び共有の手段として、一部の学校で運用がされている。コロナ禍において教員の業務負担が増大していることに鑑みると、手続の簡略化やシステム化により、教員、また、保護者の負担軽減を図る必要があるため、アプリの積極的な活用を推進する。

(2) 【CT環境が整備されていない家庭への対応について

児童・生徒の1人1台端末の整備が進む中、コロナ禍における最大限の活用方法を勘案すると、オンライン学習ができる環境整備に取り組む必要があるが、家庭におけるICT環境調査の結果によると、令和2年6月2日現在、約21%の家庭において、「平日の日中に子供が端末機器を使用することが不可能」との結果が出ている状況である。ネット環境が整っていない家庭や、端末機器を所有していない家庭への対応手段や、学校で整備する端末を最大限活用できる運用方法を早期に確立する必要がある。

(3) 学校開放事業における体育施設の利用基準の再考について

学校開放事業におけるグラウンドや体育館の利用については、児童・生徒を中心としたスポーツ少年団等の活動や生涯学習活動に支障を来すことのないよう、一般利用者とのすみ分けをすることや、保護者の人数制限、利用後の消毒の徹底など、利用基準を再考する。

6 市職員の感染症対策について

今般、人々の生活を支える職種に就く人を「エッセンシャルワーカー」と呼称する傾向がある。その名のとおり、生活に「必要不可欠な」職種であり、公務員もまたその一つである。市民の生活基盤を支える職務に就いていることを自覚し、毎日の自己管理の徹底や感染症対策への意識づけをするとともに、最大限に取り得る予防策を行うことを求める。(2項目)

(1) 庁舎内で行う会議について

庁舎内でのクラスター発生を回避するため、会議は、できる限り ウェブ会議で行うことを推奨し、できない場合には、アクリル板等 の設置とともに換気を徹底するか、または、広くソーシャルディス タンスが取れる会議室等を使用する。

(2) 個人で取り得る対策について

マスクの着用、手洗い、手指消毒などの基本的な感染症対策を徹底するとともに、「3つの密(密閉・密集・密接)」を避け、「5つの場面」に気をつけるなど、感染症対策のポイントを把握し、十分な対策が講じられるように、意識啓発を図り、注意喚起をする。

_	14	-
---	----	---

7 国・県への要望について

感染症対策及び経済対策においては、市独自で行うものには限りがあり、国や県との有機的な協働関係が必須である。保健所との連携や、情報の共有、財政支援など、とりわけ感染症が収束するまでの間、自治体の実情にかなう要望を続け、適切な支援を求めることを望む。(3項目)

(1) 市内での感染拡大時の情報発信のあり方について

昨年11月に発生したクラスターを契機として、市内で感染拡大が確認された際の情報発信については、地域の町名を公表したことにより、当該地域に混乱が生じたことから、誹謗中傷の原因となりかねない情報公表の仕方は避け、十分に配慮をするよう、県に要請する。また、クラスター発生に関する情報公表をする場合には、その収束が確認された際にも、同様に公表するよう要請する。

(2) 民間事業・雇用継続のための中小企業等支援について

コロナ禍が収束し、経済が回復するまでの間、市内経済の基盤となる中小企業等の存続のために、絶えず支援を続けていかなければならないが、本市では、第2回目の市独自の中小企業等応援給付金の支給や感染症対策奨励金の交付など、度重なる財政支出によって、財政調整基金が目減りをしている状況にあることから、今後も、引き続き支援策を講じることができるよう、雇用継続・企業等支援のための給付金政策または財政支援について、国・県に対し要請する。

(3) 感染症分類の引下げ及びこれに伴う軽症者の自宅管理の方法について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型コロナウイルス感染症は、現在、2類相当として分類されているが、医療崩壊を事前に回避するため、ワクチン接種が始まる時期に差しかかっていることを考慮し、分類を引き下げることについて、国に要請する。あわせて、自宅療養を指示された市民に対し、病状の重症度を判断するのに有効な血中酸素濃度測定器「パルスオキシメーター」を配付することで、健康状態の自己管理や病院での治療が必要な時期の判断をできるようにするため、県に機器購入のための措置を講じるよう要請する。

参考

【委員会の活動状況】

令和2年度

F-10-2								
F	開催時期	主な調査事項等						
第1回	令和2年	正副委員長互選						
	5月15日							
第2回	5月20日	・運営方針の協議						
		・提言事項の協議						
第3回	5月27日	・提言内容の協議、決定						
		・行政視察旅費及び個人調査活動費の取						
		扱いについて						
	6月 1日	・提言書の決定						
	6月 3日	・当局への提言書の提出(第1回)						
第4回	7月15日	・提言への対応状況に係る当局の報告						
		・感染症に対する議会の対応協議						
第5回	7月29日	・提言への対応状況に係る当局の報告						
		・伊東市議会新型コロナウイルス等感染						
		症対応マニュアルの協議						
第6回	8月 5日	・伊東市議会新型コロナウイルス等感染						
		症対応マニュアルの協議						
		・ウェブ会議の試行実施						
	8月14日	・伊東市議会新型コロナウイルス等感染						
(ウェブ会議)		症対応マニュアルの協議、決定						

Į.	開催時期	主な調査事項等				
第7回	10月27日	・伊東市議会新型コロナウイルス等感染				
		症対応マニュアルの見直し				
		・提言への対応状況に係る当局の報告				
		(資料配付)				
_	11月 4日	・伊東市議会新型コロナウイルス等感染				
(ウェブ会議)		症対応マニュアルの見直し、決定				
第8回	令和3年	・提言事項の協議				
	1月21日					
第9回	1月28日	・提言内容の協議、決定				

【新型コロナウイルス感染症対策特別委員会】

委員長 井戸清司

副委員長 鳥居康子

委員 佐藤 周

委員 杉本一彦

委員 佐藤龍彦

委員 鈴木絢子

委 員 浅田良弘